

銚子市地域クラブ運営業務委託仕様書

1 委託業務名

銚子市地域クラブ運営業務

2 業務の目的

スポーツ庁及び文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、少子化が進む中、学校部活動の維持が困難となる前に、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、新たに地域クラブを整備する必要があるとされている。

本市においては、令和8年度から中学校の休日の部活動を実施しないこととしており、令和8年度からの本格的な地域クラブの実施に向け、令和7年度は、千葉県地域クラブ活動体制整備事業（実証事業）を活用した実証事業として位置づけ、学校部活動の一部の種目を地域クラブ活動として実施することとする。

本業務は、地域クラブ活動を統括する運営を委託することで、確実な地域クラブの実施のための基盤となる環境整備を図るものである。

3 業務の対象とする学校及び種目

学校名	種目
銚子中学校	陸上、女子バスケットボール、サッカー、野球、女子バレーボール、卓球
銚子西中学校	陸上、サッカー

4 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 業務の内容

(1) 地域クラブ運営業務

受託者は、本業務に必要な以下の業務を実施する。

ア 指導者の確保及び配置

1つの種目に対して、指導者を2名確保し、実施の都度指導者を配置すること。ただし、病気や怪我などやむを得ない事情が発生した場合であって、指導の安全性が担保できる場合に限り1名の配置でも可とする。また、指導者は極力固定することが望ましいが、やむを得ない場合は、複数人でローテーションを組んでも差し支えない。その際は、事前に委託者の了承を得るものとする。

イ 指導者に対する研修

受託者は、指導者に対して普通救急法などの安全管理やハラスメント防止等、必要な研修を受講させること。

ウ 地域クラブへの参加者の募集及び申込受付

地域クラブの参加者の募集を行うこと。また、参加者の申込受付を行うこと。

エ 参加者、保護者及び学校等との連絡調整

受託者は、参加者の出欠連絡管理を行うほか、参加者・保護者からの問い合わせに対応すること。また、活動中のトラブル（怪我や事故、参加者同士のトラブル等）について、関係者に速やかに報告するとともに、必要な措置を行うこと。

オ 指導者の業務

- ・練習指導
- ・大会への引率等（大会参加にあたっては、指導、引率及び審判等大会運営支援について、事前に学校及び学校部活動の顧問と協議すること。）
- ・活動中に起きたトラブル（怪我や事故、参加者同士のトラブル等）への対応

カ 保険の加入

参加者及び指導者をスポーツ保険へ加入させること。

キ 理解促進のための広報活動

地域クラブの理解促進のため、地域クラブのリーフレット、ホームページ、説明動画の作成、説明会や体験会の開催など、効果的な広報活動を行うこと。

ク その他

上記アからキまでのほか、地域クラブの運営に必要な業務を行うこと。

(2) 会議及び説明会運営サポート業務

ア 保護者及び参加者向けの説明会の開催

受託者は、本業務が行われる部活動の参加者及び保護者を対象として、活動の趣旨や運営方法、保険加入の必要性等の説明会を開催すること。

イ 銚子市地域部活動検討委員会の運営サポート及び資料作成

受託者は、銚子市地域部活動検討委員会の開催に必要な運営サポートを行うほか、委託者から求められた資料を作成すること。なお、令和7年度は年3回程度の開催を予定している。

ウ その他説明会の運営サポート及び資料作成

上記のほか、委託者の求めに応じて説明会の運営サポート及び資料作成を行うこと。

(3) 調査研究業務

本業務の効果及び課題等を明らかにするための調査研究を行うこと。

ア 参加者に関する調査研究

地域クラブ指導者による指導に対する満足度や平日の学校部活動との連携、要望事項などの調査を通じ、本業務の効果及び課題等を研究する。

イ 保護者に関する調査研究

地域クラブ指導者による指導に対する満足度や平日の学校部活動との連携、要望事項のほか、保護者の費用負担に関する意見などの調査を通じ、本業務の効果及び課題等を研究する。

ウ 学校に関する調査研究

学校の施設及び備品の利用や平日の学校部活動との連携、要望事項など調査を通

じ、本業務の効果及び課題等を研究する。

エ 社会体育団体に関する調査研究

社会体育団体の把握や部活動の受け皿としての可能性について調査研究する。

オ 受益者負担のあり方に関する調査研究

受益者負担と公的負担との適切なバランスも含めた収支構造の検証及び受益者負担金の徴収方法の研究を行う。

(4) 委託事業完了（廃止）報告書等作成業務

本業務は、令和7年度千葉県地域クラブ活動体制整備事業（実証事業）を活用した事業となっているため、当該事業に係る委託事業完了（廃止）報告書、委託経費決算書、成果報告書等の必要な書類を作成し、委託者が指定する日までに提出すること。

6 地域クラブの実施要件

(1) 活動場所

活動場所は、銚子中学校及び銚子西中学校とする。ただし、受託者側からの申し出により、これ以外の施設等を使用する場合には、移動や施設利用に関する費用等について、受託者と保護者と協議し、理解を得た上で実施する。その際、受託者は、移動に関する安全配慮等を徹底すること。

(2) 活動日の取扱い

ア 活動の実施期間及び最低活動回数について

地域クラブ活動の実施期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。また、実施期間中に年間25回は、練習または各競技の大会の引率に対応すること。ただし、学校の都合により活動ができない場合は、学校、委託者及び受託者の間で協議して決定するものとする。

イ 1回あたりの活動時間等

1回あたりの活動時間は、練習は3時間程度とし、大会引率時は1日（8時間）程度とする。また、大会引率時には、参加者指導のほか審判等大会運営をサポートすること。

ウ 活動日の決定

受託者は、別表「活動予定カレンダー」をもとに、前月10日までに翌月の活動日を決定し、速やかに委託者へ報告すること。

エ 指導実施困難が見込まれる場合の対応

活動日決定後であっても、指導者の体調不良や、活動の安全性が担保できない場合（風水害をはじめとした災害発生時、感染症の流行など）は、受託者の判断で活動を中止することができる。ただし、中止分の活動については別の日に活動を行うよう努めること。

(3) 参加者

銚子中学校及び銚子西中学校に在籍する生徒のうち、地域クラブ活動への参加を希望する生徒とする。

(4) 学校との連携

学校や学校部活動の顧問との連絡調整については、受託者が行うものとし、学校の

施設、設備、備品等を使用する際のルールについては、活動場所となる学校の要望を踏まえて設定すること。また、参加者にルールを十分周知し、適切に管理すること。

(5) 緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受託者はあらかじめ対応マニュアル及び連絡体制を整備し委託者へ提出すること。また、参加者及び指導者の保険加入や一次対応のための備品整備については受託者が対応すること。

(6) 参加者（保護者）が負担する費用

活動に際して参加者が負担する費用については、次のとおりとする。なお、追加の費用が必要な場合は、事前に委託者の許可を得ること。

- ・参加者負担金額 月額 1, 0 0 0 円
- ・保険料額 年額 8 0 0 円

(7) 問い合わせ窓口の設置

本業務の契約期間中は、委託者、参加者、保護者及び学校から問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること。

(8) 信用失墜行為の禁止

本事業を遂行するにあたり、委託者の信用を失墜する行為を行ってはならない。

7 関係書類の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書の内容に基づき次の関係書類を作成し、提出するものとする。

(1) 業務計画書

ア 受託者は、業務計画書を作成し、契約締結後 7 日以内に委託者に提出して承認を受けなければならない。また、変更が生じる場合は、事前に委託者の承認を得るものとする。

イ 業務計画書には、次に掲げる事項を記載すること。

- ・業務実施体制（組織図、実施体制、事務分掌等）
- ・業務スケジュール（年間）
- ・その他、業務実施にあたって委託者が必要と認める事項

(2) 業務に関する各種報告

受託者は、当月分に関する業務の実施状況等を記載した業務報告書を作成し、翌月 10 日（その日が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、その直前の平日）までに、委託者に提出するものとする。また、年間業務の実施状況等を記載した業務報告書については、年度終了後、速やかに提出すること。

その他の報告については、以下の内容を想定しており、国等からの照会など、その他の必要性が生じた場合は委託者から別途指示するものとする。

ア 参加者、保護者、学校、その他関係者からの苦情等（月計・年計・随時）

イ 調査報告書（5(3)に規定するもの）（作成後遅滞なく提出すること。）

ウ その他必要と認められる報告等（随時）

(3) 業務終了後の報告

- ア 業務完了報告書
- イ 業務実施に要した経費内訳（収支決算報告等）
- ウ その他委託者が必要とする書類等

(4) その他

上記(1)～(3)のほか、受託者は、委託者からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

8 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託等の禁止

受託者は、本事業の全部又は一部を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

(2) 個人情報の取扱い

本事業の受託にあたっては、国及び県のガイドラインその他関係法令並びに別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、受託業務に関する情報を第三者に漏らすことのないよう従事職員に徹底するとともに、情報漏えい等防止のための管理を徹底すること。

9 業務の引継ぎ

本契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときは、業務遂行に関する留意事項等をまとめた引継書を作成し、委託者に引き渡すものとする。

なお、委託者が引継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引継ぎを行うこと。

10 その他

- (1) 受託者は、委託業務の実施にあたっては、国、県のガイドラインその他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、委託者と連携を密にし、疑義が生じた場合は委託者、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- (3) 職員の兼務等、本事業にかかる経費のみを明確に按分して、積算の根拠が分かるよう整理すること。
- (4) 本業務により得られたデータ及び成果品は、委託者に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (5) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は解釈等に疑義が生じた事項については、速やかに委託者と協議し、その指示を受けるものとする。

別表

令和7年

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和8年

1月

日	月	火	水	木	金	土
			1	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				